

市県民税申告と所得税確定申告の受付が始まります

■ 開設期間

2月16日（金）～3月15日（木） ※土日を除く
午前8時30分～正午／午後1時～午後5時15分

※なお、会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

■ 申告・相談会場

八幡防災センター（市役所本庁舎玄関前）、大和庁舎（3階303会議室）
白鳥庁舎（2階大会議室）、高鷲庁舎（2階第1会議室）、美並庁舎（1階）
明宝庁舎（1階第1会議室）、和良庁舎（1階第1会議室）

※申告期間中は、どの会場でも申告できます

※2月16日（金）、2月23日（金）の2日間は、夜間相談（午後6時～午後8時）を受け付けます。



■ 税理士の無料税務相談 ※八幡防災センターのみ

2月16日（金）～2月28日（水） ※土日を除く 午前9時30分～正午／午後1時～午後4時

土地・建物、株式等を売った譲渡所得など、複雑な内容の申告相談は、2月中に八幡防災センターで行ってください。3月以降は、アピセ関での申告となります。



■ 医療費控除が変わります！！

《セルフメディケーション税制》と《従来の医療費控除》のどちらかを選択できます。

セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防への取組をしている人が、12,000円以上の特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等を購入した場合

《添付書類》

- 健康の保持増進等の取組を行った事が分かる書類（インフルエンザ予防や定期予防接種・市が実施するがん検診や健康診査・特定健康診査・保険者が実施する人間ドックなどの書類）〔添付又は提示〕
- セルフメディケーション税制の明細書

従来の医療費控除

納税者が自分又は生活を共にする配偶者・親族のために平成29年中に支払った医療費

《添付書類》

- 「医療費通知」もしくは領収書から「医療費控除に関する明細書」を作成してください。
- ※平成31年までは、これまでどおり医療費の領収書での提出もできます。

医療費の合計を計算してください。

計算がお済みでない場合は、会場で作業していただくので、申告相談の順番が後になる場合があります。



《お問い合わせ》

- 市・県民税など市税 総務部税務課 ☎67-1837
- 国民健康保険税・高額療養費 健康福祉部保険年金課 ☎67-1822
- 介護保険・要介護者の障がい認定・おむつ使用証明書等 健康福祉部高齢福祉課 ☎67-1807
- 身体障害者手帳等 健康福祉部社会福祉課 ☎67-1811
- 年金の源泉徴収票・掛金払済証明書 美濃加茂年金事務所 ☎0574-25-8181
- 所得税はじめ国税 関税務署 ☎0575-22-2233（自動音声案内）